

令和元年度 文部科学省委託
学校安全総合支援事業

「通学路安全推進事業」実践事例集



秋田県教育委員会

はじめに

学校は、子どもの健やかな成長と自己実現を目指して学習活動を行うところであり、その基盤として安全で安心な学校環境の整備と通学の確保が求められています。

しかしながら、昨年4月には東京都・池袋において、5月には千葉県木更津市や滋賀県大津市において、交通ルールを守っていた子どもたちの衝撃的な交通死亡事故が重なり発生しました。さらに、5月には神奈川県川崎市において、スクールバスを待っていた子どもたちが殺傷される事件、10月の台風19号などによる豪雨災害など、子どもが被害に遭う事件・事故・災害が後を絶ちません。

このように子どもの安全を脅かす事案が多発する現状において、これまで以上に安全教育と安全管理を一体的に、有機的に展開することの重要性を感じているところであります。

本事業は、文部科学省委託による「交通安全領域」の事業で、平成25年度に能代市で開始してから今年度で7年目となります。

今年度、事業の実施地区である鹿角市には7つの小学校があり、各校とも以前から地域の方々の協力を得ながら子どもの交通安全教育に取り組んでおりますが、本事業の実施によって、新たな内容も取り入れていただきました。

事業全体の主な成果としましては、

- 1 多くの関係者による危険箇所の合同点検、対策の提案を踏まえた通学路安全対策アドバイザーの助言により、対策点が明確になり円滑な改善につながった。
- 2 児童に対する通学路安全対策アドバイザー、警察官、交通心理士の専門的視点からのお話、歩行環境シミュレータの活用と感想の発表、通学路安全マップの作成等、体験し考える安全学習を総合的に実施したことで、危険を予測・回避する能力の育成につながった。
- 3 各校の担当教員が事業を通じた自校における取組に加え、他校・関係機関の取組を情報共有し、交通安全対策の実践力を強化することができた。

などが挙げられます。

子どもの交通事故を防止するためには、危険を予測し安全な行動をとることができるよう交通安全教育の徹底を図ることや、安心して登下校ができる通学路を確立することが不可欠です。今後も学校と地域の関係機関が連携・協働し、通学の安全確保に向けた取組を進めていきたいと考えております。

最後になりましたが、本事業に御協力いただきました皆様に対し、心から感謝申し上げます。

令和2年2月

秋田県教育庁保健体育課

課長 高橋 周也

目 次

はじめに

| | | |
|------|---|----|
| I | 通学路安全推進事業の概要図 | 1 |
| II | 通学路安全推進事業の紹介 | 2 |
| III | 推進委員会の開催 | 4 |
| IV | 合同点検 | 6 |
| V | 登校時間帯の点検 | 10 |
| VI | 危険箇所対策の協議 | 12 |
| VII | 危険箇所改善の取組 | 14 |
| VIII | 「歩行環境シミュレータ」を活用した交通安全教育 | 16 |
| IX | 通学路安全マップ | 20 |
| X | その他の取組 | 23 |
| XI | 実践の共有 | 24 |
| XII | 資料編 | |
| 1 | 通学路の交通安全の確保に関する有識者懇談会 意見のポイント | 25 |
| 2 | 通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について (平成25年12月6日付別紙) | 26 |
| 3 | 通学路の交通安全確保に向けた取組の更なる推進について (平成28年11月28日付別紙) | 28 |

I 通学路安全推進事業の概要図

県教育委員会

推進委員会

県道路管理者、県警察、大学関係者等の学識経験者により構成。

広域的な通学路の交通安全対策の検討及び通学路安全対策アドバイザー派遣の決定など、本事業の効果的な実施を推進する。

通学路安全対策アドバイザーの委嘱

道路行政に詳しく、道路整備や交通規制の専門的知見がある有識者をアドバイザーとして委嘱する。



事業の普及啓発

事業の取組状況等について、実践事例集を作成し、県内の全小学校に配付して、普及啓発を図る。

通学路安全対策アドバイザーの派遣

市町村教育委員会

事業方針の策定

地域の実情を踏まえた合同点検及び対策の検討・実施、交通安全教育について方針を策定する。

交通危険箇所のとりまとめ

各学校において、児童の目線に立って通学路の安全点検を実施し、交通危険箇所を抽出する。

その後、市町村教育委員会は、各学校で抽出した交通危険箇所をとりまとめ、関係機関と合同点検を実施する必要があると認められる危険箇所を抽出する。

合同点検の実施

警察、道路管理者、学校関係者等と合同点検の日程調整を行い、合同点検を実施する。

○ 登校時間帯点検の実施

児童の登校状況、交通量等を把握する必要がある危険箇所について、通学路安全対策アドバイザーが登校時間帯の点検を実施し、学校に対策等を助言する。

○ 危険箇所対策の協議

学校関係者、関係機関、地域住民により構成され、個々の危険箇所対策について協議・検討する。必要に応じて地域の総意として対策を要望する。

○ 学校における交通安全教育の実施

各学校において、歩行環境シミュレータ等を活用した安全教育を実施する。

Ⅱ 通学路安全推進事業の紹介

1 事業が行われることとなった背景

(1) 平成24年4月、京都府亀岡市で集団登校の列に自動車が入り込み、多数の死傷者を出した交通事故が発生するなど、全国的に登下校中の児童が巻き込まれる重大交通事故が相次いで発生した。

こうした事故の発生を防ぐには、交通安全指導や集団登下校などの学校のソフト面での対策だけではなく、道路・交通行政によるハード面での対策が必要であり、警察や道路管理者等の関係機関と連携した取組が求められた。

(2) 平成24年に文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁による通学路の危険箇所に関する緊急合同点検を実施し、これに基づく対策の検討を行った。

本県では、561箇所が危険箇所とされ、学校及び関係機関による対策が進められた結果、平成31年3月末で541箇所が対策済みとなっている。

2 事業の目的

上記の背景を踏まえ、通学路における安全を確保するため、対策が必要な市町村に対し、通学路安全対策アドバイザーを派遣し、専門的見地からの必要な指導・助言の下、学校、教育委員会及び関係機関等の連携による通学路の合同点検や安全対策の検討及び交通安全教育を行うものである。

3 事業の内容

(1) 推進委員会の開催

県教育委員会は、事業の円滑な実施を図るため、県教育委員会、県道路管理者、県警察本部及び大学関係者等の学識経験者により構成される推進委員会を開催する。

推進委員会は、市町村教育委員会等の関係機関と十分に調整を行い、通学路の交通安全対策の検討及び通学路安全対策アドバイザーの派遣を決定する。

(2) 通学路安全対策アドバイザーの派遣

県教育委員会は、学校や地域の実情を踏まえて、道路整備や警察行政など、交通安全の確保に関する専門的な知見がある有識者を通学路安全対策アドバイザーとして委嘱し、市町村に派遣する。

通学路安全対策アドバイザーは、小学校における通学路の安全点検への立会い・助言や協議会における具体的な対策の検討・立案に関する助言等の支援を行う。

(3) 危険箇所対策の協議

市町村教育委員会は、学校、PTA、地域住民、道路管理者及び警察等で構成される協議会を開催し、通学路安全対策アドバイザーによる専門的な見地からの指導・助言の下、危険箇所に対する具体的な対策の検討・立案を行う。

(4) 交通安全教育の実施

県教育委員会は、通学路安全対策アドバイザーを含む交通安全教育の専門家の協力の下、児童に対する交通安全教育を実施する。

4 具体的な実施内容

(1) 学校による通学路の交通危険箇所点検

各小学校において通学路の点検を行い、児童の目線で交通危険箇所を抽出する。

(2) 関係機関との合同点検

市町村教育委員会は、各学校において抽出された危険箇所を精査し、関係機関と対策を検討する必要がある危険箇所について、通学路安全対策アドバイザーの派遣を受けて合同点検を実施する。

合同点検は、市町村教育委員会、学校、PTA、地域住民、道路管理者及び警察等の参加により実施する。

(3) 通学路安全対策アドバイザーによる登校時間帯の危険箇所点検

危険箇所における児童の登校状況、交通量等について通学路安全対策アドバイザーが点検し、学校での対策及び関係機関に要望する対策について学校に助言を行う。

(4) 危険箇所対策の協議

合同点検を実施した結果、特に対策を検討する上で地域住民と協議が必要である危険箇所に関して協議会を開催する。

協議会では、地域住民との合意形成を図りながら、関係機関等と対策について検討する。

(5) 交通安全教育の実施

県教育委員会は、児童の道路横断中の事故が多いことを踏まえ、通学路安全対策アドバイザー等の協力の下、道路横断時の危険を擬似体験できる歩行環境シミュレータ等を活用した交通安全教育を行う。

(6) 事業の普及啓発

事業を実施した内容、成果、課題等について実践事例集を作成し、県内の全小学校等に配付して普及啓発を図る。

令和元年度通学路安全推進委員会 委員名簿

| | 所 属 及 び 役 職 | 氏 名 |
|-----|-----------------------------|-------|
| 委員長 | 秋田大学理工学部システムデザイン工学科教授 | 浜岡 秀勝 |
| 委 員 | 国土交通省東北地方整備局能代河川国道事務所道路管理課長 | 加納 尚史 |
| 委 員 | 秋田県建設部道路課道路環境・維持班副主幹 | 大森 郁夫 |
| 委 員 | 秋田県警察本部交通部交通規制課課長補佐 | 川越 英治 |
| 委 員 | かづのPTA連合会長 | 高杉奈穂子 |
| 委 員 | 鹿角市教育委員会総務学事課指導主事 | 海沼 哲史 |
| 委 員 | 秋田県教育庁義務教育課指導班指導主事 | 三洲 龍太 |
| 委 員 | 秋田県教育庁北教育事務所鹿角出張所指導主事 | 小館 直子 |
| 委 員 | 秋田県教育庁保健体育課長 | 高橋 周也 |

Ⅲ 推進委員会の開催

県教育委員会は、事業の円滑な実施を図るため、県道路管理者、県警察本部、大学関係者及び市町教育委員会等で構成される推進委員会を開催した。

1 第1回推進委員会

(1) 開催日時

令和元年7月1日(月)

午後1時30分から午後3時まで

(2) 開催場所

秋田県庁第2庁舎 高機能会議室

(3) 開催内容

ア 令和元年度通学路安全推進委員会要綱の制定

緊急合同点検の枠組みを活用し、計画的、継続的な取組を推進する「通学路安全推進事業」の円滑な実施を図ることを趣旨とした要綱を制定した。

委員長には学識経験者として、秋田大学理工学部システムデザイン工学科教授浜岡秀勝氏が選任された。

イ 通学路安全推進事業の実施地区の選定と事業内容説明

令和元年度に事業を実施するモデル地域に鹿角市を選定し、通学路安全対策アドバイザーを派遣しての合同点検や危険箇所に対する実地調査、危険箇所対策の協議、歩行環境シミュレータを活用した交通安全教育の実施について事務局が説明した。

ウ 通学路安全対策アドバイザーの委嘱

今年度から新任となる元秋田県警察官の石垣隆一氏を委嘱した。

エ 事業に関する意見

委員からは、次の意見等が出された。

- 子どもの安全は、他機関を含め、さまざまな視点で考えることが重要である。

また、全ての問題がすぐに解決できるものではないが、問題としてしっかり認識することが大切である。

- 通学路安全マップ作成の取組は、とてもいいものであるので、作成率を上げることと、多くの人に知ってもらうように努めていただきたい。



通学路安全対策アドバイザー

石垣 隆一 氏

元秋田県警察官
鹿角警察署、能代警察署、大館警察署の交通課長を歴任



2 第2回推進委員会

(1) 開催日時

令和2年1月28日(火)

午後1時30分から午後3時まで

(2) 開催場所

秋田県庁第2庁舎 高機能会議室

(3) 開催内容

ア 合同点検の実施について

鹿角市の7校・33箇所で行った合同

点検の結果として、関係機関の対策、通学路安全対策アドバイザーの助言等について説明した。

イ 登校時間帯の点検について

登校時間帯における児童の登校状況や交通量等を把握するために実施した登校時間帯の点検について説明した。

ウ 危険箇所対策の協議会の開催結果について

協議会を開催し、危険箇所の対策を協議・検討した状況について説明した。

エ 危険箇所の対策状況について

合同点検後に、関係機関が講じた危険箇所の対策状況について説明した。

オ 交通安全教育の実施結果について

警察官、通学路安全対策アドバイザーによる交通安全講話、歩行環境シミュレータの活用による道路横断時の危険性の疑似体験、児童の反響などについて説明した。

カ 通学路安全マップ作成等の取組

通学路で交通事故等が発生しやすい危険箇所について、児童が考え、話し合ったり、危険の理由を発表したりした通学路安全マップ作成等の取組について説明した。

キ 本事業の成果等

○ 浜岡委員長からは、良好点として「事業が7年目を迎え全体的に対応するシステムが整っていること」「危険箇所対策については、完成形でなくとも、できることから行っていること」などが挙げられた。また、今後の対応として「重大事故防止には、物理的にスピードを落とす対策が重要であり留意すること」「事業の全国成果発表会の内容を、次の取組にフィードバックすること」などの意見があった。

○ 成果として、「合同点検に多くの関係者が参加して、的確な意見が集まり、危険箇所が多く改善されるとともに、次年度の取り組むべき箇所も明確になったこと」「通学路安全対策アドバイザーが事業全体に携わり助言したことで、各校の担当教員の交通安全対策の実践力が強化されたこと、通学路安全マップづくりと活用の充実や地域全体の交通安全確保が図られたこと」などが挙げられた。

○ 課題として、今冬は積雪が少なく実施できなかったが、「降雪期の通学路の点検も行き、登下校の安全を確保しなければならない」との意見があった。



IV 合同点検

各小学校で抽出した危険箇所のうち、関係機関と対策を協議する必要がある箇所について、通学路安全対策アドバイザーの助言を得ながら、道路管理者、警察等と合同で点検を実施した。

1 実施日

令和元年8月1日(木)から8月2日(金)までの2日間

2 実施場所

○鹿角内の通学路危険箇所 33箇所（・国道10箇所・県道4箇所・市道19箇所）

3 参加機関

○国土交通省東北地方整備局能代河川国道事務所道路管理課

○秋田県鹿角地域振興局建設部保全・環境課

○鹿角市都市整備課・市民共動課

○鹿角警察署

○鹿角市教育委員会総務学事課 ○鹿角市立各小学校（7校）・PTA

○秋田県生活環境部県民生活課 ○秋田県教育庁保健体育課

4 各学校区の主な合同点検実施箇所

◇花輪小学校（路肩の段差の大きい市道）



◇花輪小学校（見通しが悪い交差点）



◇花輪北小学校（高速車両が多い県道）



◇花輪北小学校（道幅が狭く夜間暗い市道）



◇平元小学校（高速車両が多い市道）



◇平元小学校（高速車両が多い県道）



◇十和田小学校（蓋のない側溝が長い市道）



◇十和田小学校（交通量が多い国道）



◇大湯小学校（水が溜まる交差点）



◇尾去沢小学校（道幅が狭い市道）



◇八幡平小学校（水が溜まる市道）



◇八幡平小学校（傾斜が大きい市道）



合同点検実施状況一覧表

〈鹿角市〉

| 学校名 | 点検箇所 | 通路路の状況・危険の内容 | 対策内容 | 結果 |
|-------------------------|------------------------------|---|---|--|
| 十和田小 | 市道 神田橋から来満踏切の間 | 高速走行の車が多く、カーブがあり危険である。 | 外側線の再塗装等を検討。 児童への交通安全指導で対応。 | ・外側線の再塗装。 ・児童への交通安全指導。 |
| | 国道103号 大欠入口十字路交差点（末広橋南側） | スクールの乗車場所であるが、高速車両の車が 多く危険である。 冬季は風雪が強い。 | 横断歩道の再塗装等を検討。 児童への交通安全指導で対応。 | ・横断歩道の再塗装。 ・児童への交通安全指導。 |
| | 国道103号 石野入口十字路交差点（末広橋北側） | スクールの乗車場所であるが、高速車両の車が 多く危険である。 冬季は風雪が強い。 | 横断歩道の再塗装等を検討。 児童への交通安全指導で対応。 | ・横断歩道の再塗装。 ・児童への交通安全指導。 |
| | 国道282号 汁毛川橋付近 | 高速走行の車が多く、歩道が一部なく危険である。 | 歩道の延長が計画されていることを確認。 横断歩道の再塗装を検討。 児童への交通安全指導で対応。 | ・横断歩道の再塗装。 ・児童への交通安全指導。 |
| | 国道282号・市道 十和田高等学校付近 | 用水路に転落する危険がある。 | 転落防止措置を検討。 児童への交通安全指導で対応。 | ・市道の外側線の再塗装。 ・児童への交通安全指導。 |
| | 市道 十和田毛馬内字押手地内十字路交差点 | 交通量が多く、特に横断が危険である。 | 横断歩道の再塗装等を検討。 児童への交通安全指導で対応。 | ・横断歩道の再塗装。 ・児童への交通安全指導。 |
| | 市道 十和田中学校付近 | 道幅が狭く、用水路があり、カーブがあり危険である。 | 転落防止措置等を検討。 児童への交通安全指導。 | ・転落防止について検討が必要。 ・児童への交通安全指導。 |
| | 国道103・282号 上陣場十字路 | スクールバス利用児童が通行し、交通量、高速走行の車が多く危険である。十字路東側の歩道橋は改修中である。 | 児童への交通安全指導で対応。 | ・児童への交通安全指導。 |
| | 国道103号 上陣場十字路付近 | 児童が通行する歩道を横切って店舗へ出入りする車が多く危険である。 | 児童への交通安全指導で対応。 | ・児童への交通安全指導。 |
| | 国道282号 十和田小学校前十字路交差点 | 児童、車の通行量が多く危険である。また、横断歩道溜まり場付近をショートカットする車があり危険である。 | 「横断者注意」標示の再塗装、街路樹の剪定等を検討。 児童への交通安全指導で対応。 | ・巻き込み防止のラバーポール設置。 ・「横断者注意」標示の再塗装。 ・街路樹の剪定。 ・児童への交通安全指導。 |
| 国道282号 十和田小学校付近 | 歩道が一部狭く、夜間くらい場所があり危険である。 | 街路樹の剪定を検討。 児童への交通安全指導で対応。 | ・街灯設置については街灯設置委員会での検討が必要。 ・街路樹の剪定。 ・児童への交通安全指導。 | |
| 市道 十和田南駅東側 | 道幅が狭く、用水路があり、転落する危険がある。 | 児童への交通安全指導で対応。 | ・児童への交通安全指導。 | |
| 県道66号 JA柴平支所付近十字路交差点 | 高速走行の車が多く、カーブ付近で見通しが悪く危険である。 | 「横断者注意」標示の塗装を検討。 児童への交通安全指導で対応。 | ・「横断者注意」標示の塗装。 ・児童への交通安全指導。 | |
| 市道 花輪字深沢地内県道66号東側 | 道幅が狭く、夜間暗く危険である。 | 街灯設置を検討。 児童への交通安全指導で対応。 | ・街灯設置については街灯設置委員会での検討が必要。 ・児童への交通安全指導。 | |

| 学校名 | 点 検 箇 所 | 通路路の状況・危険の内容 | 対 策 内 容 | 結 果 | |
|---------|----------|---|---|---|---|
| 平 元 小 | 国道282号 | 道幅が狭く、冬季の風雪が強くなり危険である。 | スクーラーバスの活用等通学方法を検討。 | ・スクーラーバスの活用を検討中。 | |
| | 市道 | 道幅が狭く、傾斜が大きく危険である。 | 剪定等による道幅確保を検討。 児童への交通安全指導で対応。 | ・剪定・除草による道幅の確保。 ・児童への交通安全指導。 | |
| | 県道66号 | 高速走行の車が多く、カーブ付近で見通しが悪く危険である。 一部歩道がなく危険である。 | 横断歩道の再塗装、道路脇の通行場所の確保を 児童への交通安全指導で対応。 | ・道路脇を舗装して拡幅。 ・横断歩道の再塗装。 ・児童への交通安全指導。 | |
| | 市道 | 級ノ木集落センター 付近 丁字路交差点 | 高速走行の車が多く危険である。 | 横断歩道の再塗装、横断歩道標識の取り替え を 児童への交通安全指導で対応。 | ・横断歩道の再塗装。 ・横断歩道標識の取り替えを検討中。 ・児童への交通安全指導。 |
| | 市道 | 大湯小学校付近 十字路交差点 | 児童の通行が多く、雨天時は水が溜まる部分 を 避けて車道を通行しており危険である。 | 道路改修を検討。 児童への交通安全指導で対応。 | ・道路改修を検討中。 ・児童への交通安全指導。 |
| 大 湯 小 | 市道 | 中岱自治会館付近 | 道幅が狭く危険である。 | 児童への交通安全指導で対応。 | ・児童への交通安全指導。 |
| | 国道282号 | 玉内バス停付近 丁字路交差点 | 高速走行の車が多く危険である。 | 横断歩道の再塗装等を検討。 児童への交通安全指導で対応。 | ・横断歩道の再塗装。 ・児童への交通安全指導。 |
| 八 幡 平 小 | 市道 | 米代川沿い国道282 号東側 | 道幅が狭い上、木の枝等でより狭い状況で危 険である。 | 樹木の伐採等を検討。 児童への交通安全指導で対応。 | ・米代川、国道の支障木を伐採。 ・児童への交通安全指導。 |
| | 市道 | 八幡平字小山地内 | 降雨時の水溜まりを避けて歩行するため危険 である。 | 道路改修を検討。 児童への交通安全指導で対応。 | ・道路改修を検討中。 ・児童への交通安全指導。 |
| | 市道 | 延命寺付近 | 坂の傾斜が大きく危険である。 | 注意喚起の標示等 を 児童への交通安全指導で対応。 | ・注意喚起標示を検討中。 ・外側線の再塗装。 ・児童への交通安全指導。 |
| | 市道 | 八幡平公民館付近変 形十字路 | 変形十字路交差点で見通しが悪く危険である。 。 | 横断歩道の再塗装、外側線の設置 を 児童への交通安全指導で対応。 | ・横断歩道の再塗装。 ・外側線の再塗装。 ・児童への交通安全指導。 |
| | 市道 | 夜明鳥橋 | 橋の端に段差があり危険である。 | 橋の接続部分を改良 を 児童への交通安全指導で対応。 | ・橋の接続部分を改良。 ・児童への交通安全指導。 |
| 尾 去 沢 小 | 市道 | 石鳥谷地内 | 高速走行の車が多く、カーブ付近で見通しが 悪く危険である。 | 注意喚起の標示 を 児童への交通安全指導で対応。 | ・注意喚起の標示。 ・児童への交通安全指導。 |
| | 市道 | 尾去沢字下大屋布地 内 | 道幅が狭く危険である。 | 児童への交通安全指導で対応。 | ・児童への交通安全指導。 |
| 花 輪 小 | 市道 | 花輪小学校南側丁字 路交差点 | 見通しの悪い交差点で、児童の通行量が多 く危険である。 | 道路標示の方法 を 児童への交通安全指導で対応。 | ・横断歩道の白線を追加。 ・横断歩道、外側線の再塗装。 ・児童への交通安全指導。 |
| | 市道 | 花輪小学校グラウン ドの側道 | 側溝の蓋が合っていない、道路を横断する側 溝に蓋がなく危険である。 | 側溝の改修 を 児童への交通安全指導で対応。 | ・側溝の撤去と埋め戻し。 ・児童への交通安全指導。 |
| | 市道 | 花輪交番前十字路交 差点 | 交通量が多く危険である。 | 注意喚起の標示、横断歩道・外側線の再 塗 装 を 児童への交通安全指導で対応。 | ・注意喚起の標示。 ・横断歩道の再塗装。 ・児童への交通安全指導。 |
| | 市道 | 八正寺踏切付近 | 踏切付近に段差の大きい側溝があり危険 である。 | 転落防止措置 を 児童への交通安全指導で対応。 | ・転落防止措置を検討中。 ・児童への交通安全指導。 |
| 市道 | 困田稲荷神社付近 | 道幅が狭く危険である。 | 児童への交通安全指導で対応。 | ・児童への交通安全指導。 | |

V 登校時間帯の点検

合同点検を実施した危険箇所のうち、登校時間帯における交通の実態と児童の登校状況を把握する必要がある場所を通学路安全対策アドバイザーが点検し、学校が実施する対策と関係機関に要望する対策について助言した。

1 実施月日及び実施場所

| 実施小学校 | 実施日 | 実施場所 |
|--------|-----------|-------------------|
| 十和田小学校 | 10月9日(水) | 「上陣場」交差点(国道) |
| 花輪北小学校 | 10月10日(木) | 「J A柴平支所」前交差点(県道) |
| 八幡平小学校 | 10月23日(水) | 「八幡平字石鳥谷」地内(県道) |
| 花輪小学校 | 11月7日(木) | 「花輪交番」前交差点(市道) |

2 実施状況

通学路安全対策アドバイザーが児童の登校状況と交通量等を調査し、学校でとるべき対策、関係機関に要望する対策等について助言した。

学校に助言した主な対策としては、道路管理者への巻き込み防止措置要望、注意喚起標示、児童への交通安全指導等であった。



十和田小学校



花輪北小学校



八幡平小学校



花輪小学校



VI 危険箇所対策の協議

～鹿角市立十和田小学校～

1 はじめに

十和田小学校は、昭和51年に毛馬内小学校と錦木小学校が統合して誕生し、今年44年目を迎える。平成22年度末に128年の歴史をもつ山根分校が、また、平成30年度末には末広小学校が143年の歴史に幕を閉じた。山根地区の全児童が路線バスを利用し、末広地区の全児童がスクールバスを利用して通学している。現在は、児童数301名、14学級（うち特別支援学級3）の中規模校となっている。

学区内には、謡曲「錦木」で有名な錦木塚があり、また、国指定無形文化財「毛馬内盆踊り」が開催されるなど、歴史的にも由緒あるところであり、内藤湖南や和井内貞行ら学者・文化人も輩出している地区である。校舎は、大湯川沿いののどかな風景に包まれており、四季を通じて豊かな自然を感じながら学習活動に取り組んでいる。

15年前に、錦木バイパスが整備され、校門前を国道282号線が通るようになった。また、300m北には、国道103号線との交差点もあり、登下校時の交通量は多い。さらに、十和田八幡平国立公園の中間に位置し、近くに東北自動車道十和田ICがあることなどから、バスやトラック等の大型車両の往来も多い。

児童の通学方法は、ほとんどの児童が徒歩であり、バスを利用する児童も乗降場所から国道を横断し登校している。通学路沿いには、スーパーやコンビニエンスストアがあることから、登下校の安全対策については常時検討しているところである。

2 学校における通学路の点検と安全指導

年に2回全校集団下校を行い、職員が下校指導をしながら、担当地区の危険箇所を確認するとともに、通学路等の確認・点検を実施している。また、年度当初にPTA生活部会を開催し、地区の危険箇所などの情報を保護者と共有したり、年間活動計画等を作成したりしている。

4月に、鹿角警察署や学校支援ボランティアの協力を得て、全校での交通安全教室を実施している。低学年は主に安全な歩行について、中・高学年は自転車に乗って、それぞれ学校周辺の道路を会場に体験型交通安全教室を実施している。9月には、低学年はコースを変えての現地訓練、中学年は講話形式での交通安全教室を実施している。

毎月初めの3日間を集団登校期間に設定し、登校班ごとに通学路と正しい歩行の仕方を確認できるようにしている。またそれに向けて前月末に登校班長会を開き、集団登校の様子や安全な歩行の仕方について話し合う機会を設けている。

年度初めと長期休み前には、全校児童が地区ごとに集まり、PTA生活部から集めた情報を中心に危険箇所を確認するとともに、地域での過ごし方等についての安全指導を行っている。今年度は高学年が地区の危険箇所をまとめた通学路安全マップを作成し、通る際に気を付けなければいけないと思う箇所を下級生と確かめ合った。

その他、下学年の担任を中心に下校時における教職員による下校指導を随時実施するなど児童の安全確保に努めている。

3 危険箇所の状況

危険箇所として十和田小学校が抽出した鹿角市十和田毛馬内地内の国道282号及び市道沿いを、重点対策箇所として合同点検、対策協議を行った。

(1) 点検箇所

国道282号及び市道沿いの側溝（県立十和田高校の南・西側）

(2) 現 状

ア 国道及び市道沿いの側溝は蓋のない部分が長く、児童は、同所を徒歩通学している

イ 国道側は、側溝との間に歩道が設置され、側溝の上部は歩道より低くなっている。

ウ 市道側は、側溝との間に歩道はなく、外側線が消え、歩行者と車両との動線の区別が明確でない。

(3) 対策の必要性

側溝に蓋のない部分が長いいため転落の危険があり、安全を確保するための対策が必要と認め、協議会を開催し検討することとした。



危険箇所の点検

4 協議会の開催状況

(1) 開催日 令和元年10月9日(水)

(2) 参加機関等 通学路安全対策アドバイザー
鹿角地域振興局建設部保全環境課
鹿角市都市整備課、南部水利組合
鹿角市教育委員会・十和田小学校・中学校、
教育庁保健体育課

(3) 主な協議内容

児童が安全に通学するためにどのような対策を講じればよいかを協議した。

出席者からは、予算措置を伴う側溝全体への蓋の設置等のほか、「国道の反対側の歩道を通行する」「市道に外側線を塗装し歩行場所を明らかにする」「注意喚起の標示をする」等の提案がなされ、各担当部門で検討することとした。

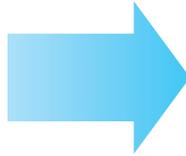
なお、対策が行われるまでは、学校において継続して、児童に対する交通安全指導を徹底することとした。



Ⅶ 危険箇所改善の取組

合同点検後から令和元年12月末までに、関係機関が取り組んだ通学路における危険箇所の改善例を紹介する。

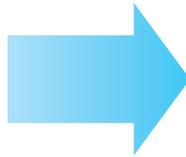
【花輪小学校区市道】



埋め戻し



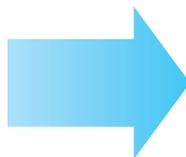
【花輪小学校区市道】



注意喚起の標示



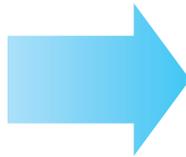
【花輪北小学校区県道】



注意喚起の標示



【平元小学校区県道】

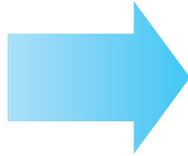


道路の拡幅





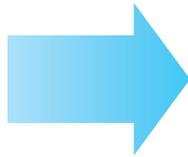
【十和田小学校区国道】



ラバーポールの設置



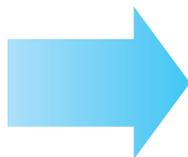
【十和田小学校区内市道】



横断歩道・停止線の再塗装



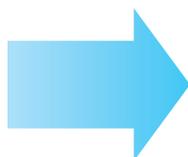
【八幡平小学校区県道】



注意喚起の標示



【八幡平小学校区県道】



段差の改修



Ⅷ 「歩行環境シミュレータ」を活用した交通安全教育

1 はじめに

通学路の安全対策に加え、児童の判断力の向上と規範意識の醸成を目的として、鹿角市の全7小学校において、歩行環境シミュレータ「わたりジョーズ君」を活用した交通安全教室を実施した。

2 交通安全教室実施状況

| 学 校 名 | 実 施 日 | 対 象 | 人 数 |
|------------|-----------|-------|-----|
| 鹿角市立尾去沢小学校 | 10月3日(木) | 1～2年生 | 26 |
| 鹿角市立大湯小学校 | 10月8日(火) | 1年生 | 23 |
| 鹿角市立十和田小学校 | 10月9日(水) | 1年生 | 51 |
| 鹿角市立花輪北小学校 | 10月10日(木) | 1～2年生 | 36 |
| 鹿角市立平元小学校 | 10月15日(火) | 1～2年生 | 22 |
| 鹿角市立八幡平小学校 | 10月23日(水) | 1年生 | 17 |
| 鹿角市立花輪小学校 | 11月7日(木) | 1年生 | 64 |

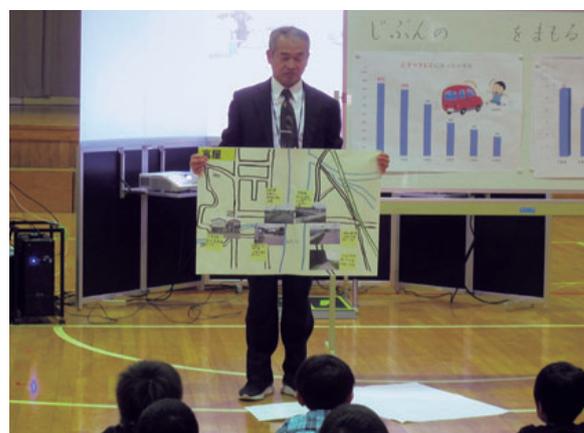
(計239人)

3 参加者

通学路安全対策アドバイザー、鹿角警察署警察官、横手精工株式会社社員、秋田県教育庁保健体育課職員、鹿角市教育委員会職員、各小学校職員

4 概 要

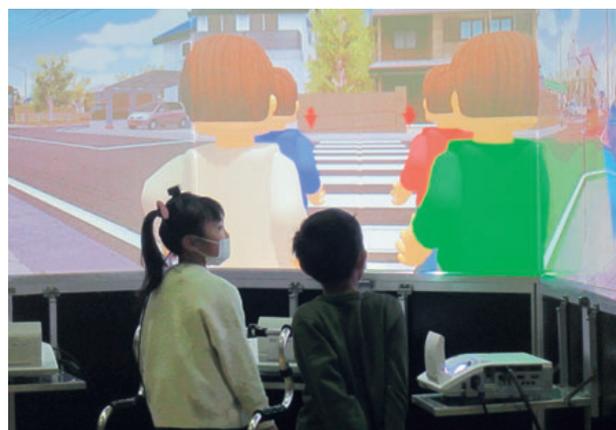
- (1) 校長先生の話
- (2) 警察官の講話
- (3) 歩行環境シミュレータ
「わたりジョーズ君」体験
- (4) 通学路安全対策アドバイザーの講話
- (5) 児童の感想発表



花輪北小学校



尾去沢小学校



八幡平小学校

5 歩行環境シミュレータ「わたりジョーズ君」体験

同シミュレータは、秋田大学と横手精工株式会社が開発したもので、三次元CGによる擬似的交通環境を再現し、実際の道路を横断しているかのような体験ができる装置である。体験者の身体運動・動作のタイミングを測定し、車道横断に必要な歩行能力と判断能力をチェックするとともに、体験後には、リプレイ映像や結果表の出力により、交通安全に関する効果的な指導が可能となっている。

交通心理士の横手精工株式会社鈴木由香里さんなどの進行により、代表の子どもたちが順番に体験した。

体験にあたっては、「友達が体験しているときに、自分だったらどう行動するかを考えながら見ましょう」と、子どもたちへ呼びかけることで体験者のみならず、参加者全員が横断をしているような感覚で行うことができた。

歩行環境シミュレータは、夕方や夜間の横断歩道、冬の横断歩道、友達がどんどん渡って反対側から声をかける場面など、実に多様な環境が再現できるようになっている。体験した子どもたちは、車両の様子に注意しながら安全の判断を行うなど、状況に対応して行動しなければならないことを学ぶことができた。



花輪小学校



平元小学校



十和田小学校

6 通学路安全対策アドバイザーの講話

通学路安全対策アドバイザーは、子どもたちに対して交通事故を防止するために、4つの約束をお願いした。

その約束は、「飛び出しをしないこと」「左右をよく見て横断すること」「前をよく見て歩くこと」「止まっている車の近くで遊ばないこと」で、その理由を質問したり、復習したり、分かりやすく心に残る内容であった。



大湯小学校

7 児童の感想

ぼくは、今日、わたりじょうずくんで道をわたるとき、左右をしっかり見てわたることができました。また、夕方車がライトをつけていたり、つけていなかったりしていたけど気をつけてわたることができました。ぼくは、お家がおいので、しゅうだんとう校のときも、車に気をつけて、じこにあわないようにしたいです。
(尾去沢小学校 2年)

ぼくは、わたりジョーズくんをやってもだちがさきにいってもくるまがきたのでやめました。もしもともだちがいったときいっていけばぼくは、くるまにぶつかっていました。ぼくは、じこにあいたくないのでじっさいにあるときはきをつけてわたります。わたりジョーズくんがきてくれてよかったです。またこんどはよるやゆうがたをやりたいです。
(大湯小学校 1年)

まえ、よこ、うしろをみてわたるのがたいせつだとおもいました。しんごうがあおになってもあわててわたらないことがたいせつだとおもいました。
(十和田小学校 1年)

今日、わたしがたいけんしたのは、雨の日でした。雨のつぶで車が見えにくかったけど、しっかり右と左を見れば車が見えました。ほかには友だちのを見てふゆやよるがあったので気をつけたいです。これからもしっかりわたりたいです。
(花輪北小学校 2年)



尾去沢小学校



大湯小学校



十和田小学校



花輪北小学校

わたりジョーズくんでおうだする前にしっかり左右をかくにんしてわたったけれど、とちゅうで青い車がちかづいてきたので、すばやくおうだんしました。これからもおうだんする時には、左右をかくにんして安全にわたりたいです。
(平元小学校 2年)

ぼくが、きょうのこうつうあんぜんきょうしつでおもったことは、わたりじょうずくんであるいたらこんなときもあるんだなきをつけようとおもいました。これからは、きょうのあるきかたでいつもあんぜんにあるきます。
(八幡平小学校 1年)

わたしは、わたりジョーズくんをやってみて、ドキドキしたけどみぎひだりを見てくるまにひかれないようにわたれてあんしんしました。わたしは、わたっているとちゅうも、みぎひだりを見てわたることをしりました。わたしは、これからおうだんほどうをわたっているときもみぎひだりを見てわたります。
(花輪小学校 1年)



平元小学校



八幡平小学校



花輪小学校



8 おわりに

秋に開催したこの度の交通安全教室は、春の交通安全教室で学んだことを思い出しながらの実施となった。様々な道路環境を再現できる「わたりジョーズ君」を活用したことで、天候や時間帯による明暗、交通量の多い交差点など状況により、注意しなければならないことが変わることなどを、友達の体験も見ながら学ぶことができた。

また、通学路安全対策アドバイザー、校長先生、警察官のそれぞれの視点からのお話を聞くことができ、子どもたちの交通安全意識の向上につながった。

Ⅸ 通学路安全マップ

日々、子どもたちが通う通学路は、安全で安心な道路でなければならないが、通学路にはたくさんの危険がある。

「通学路安全マップ」は、通学路や地域などで交通事故の発生しやすい場所、犯罪が起こりやすい危険な場所や安全な場所などを示した地図である。

子どもたちが危険を予測し、自ら回避できることを目的に、自身の通学路等における危険箇所について考え、話し合ったり、危険の理由を発表したりして、子どもたち自らマップづくり等に取り組んだ。

各小学校の「通学路安全マップ」の取組状況等を紹介する。

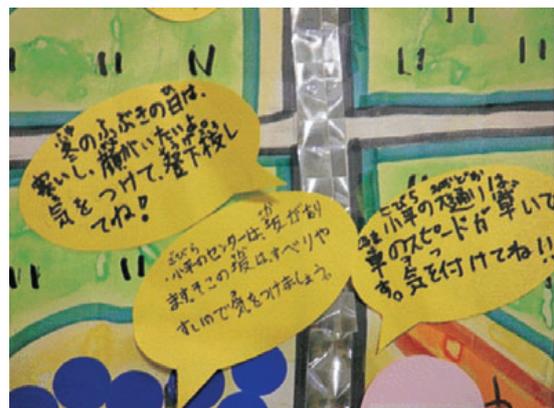
◆花輪小学校



◆花輪北小学校



◆平元小学校



◆十和田小学校



◆大湯小学校



◆尾去沢小学校



◆八幡平小学校



◆ 先生が作成した通学路安全マップ ◆

尾去沢小学校の先生が作成した通学路安全マップを紹介する。

ご覧のとおり、危険な場所と理由が写真と一緒に分かりやすく示されており、このマップを学校周辺の施設等に配付するなどして、地域の皆さんと危険箇所の情報共有し、地域で子どもたちの安全・安心を守るよう努めている。



X その他の取組

これまで紹介させていただいたほかにも、本事業と連動して子どもの安全確保のため、鹿角市関係者の皆様による積極的な取組などが行われた。

◆電光表示

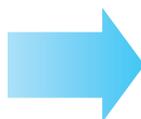
花輪小学校区の国道282号には、信号柱に付属した電光標示板があり、鹿角市教育委員会が鹿角警察署に依頼し、通学時間帯に「通学時間帯です。子どもの通行・横断にご協力を！」の標示が行われている。



◆総合的視点での確認・対応

合同点検を実施した各箇所では、子どもの安全確保のため交通関係だけではなく、犯罪・雪・クマ被害防止等の総合的な視点で確認をした。

一例として、平元小学校区には、生い茂った草木が道幅を狭くしていただけでなく、日中でも暗く見通しの悪い防犯上も好ましくない通学路があった。鹿角市建設部都市整備課で多角的視点で伐採等を行い、見違えるように明るい見通しのよい通学路となった。



◆全国成果発表会

令和2年1月31日（金）、都内で開催された「学校安全総合支援事業」全国成果発表会では、本事業の内容を含む3県の実践発表が行われた。

「自分の命は自分で守ることのできる」児童生徒の育成と題して、歩行環境シミュレータを活用した交通安全教育の取組などを紹介した。



XI 実践の共有

本事業では、子どもの通学の安全確保のため学校、PTA、道路管理者、警察など鹿角市の多くの関係機関等による創意工夫した、熱意ある取組が展開されました。

今後、より効果的な対策を推進するため、事業に携わった関係者が一堂に会した「鹿角市通学路安全推進会議」が開催され、実践の共有が図られた。

1 開催状況

- (1) 開催日 令和元年12月23日(月)
- (2) 参加機関等 通学路安全対策アドバイザー、かづのPTA連合会、鹿角警察署
鹿角地域振興局建設部、鹿角市都市整備課・市民共働課
鹿角市教育委員会、鹿角市校長会、鹿角市各小学校
教育庁保健体育課・北教育事務所鹿角出張所
- (3) 主な開催内容

合同点検を実施した通学路の危険箇所について、改善箇所とその状況、対策協議を行った状況、対策予定の変更等について情報共有を図った。

通学路安全対策アドバイザーからは、登校時間帯の点検を実施した各箇所について、選定理由、確認された状況、対応への助言等が発表された。

各学校の担当教諭等からは、さまざまな横断を疑似体験できる歩行環境シミュレータの活用で、「子どもの対応能力が高まった。」等の効果を実感した意見が多く発表された。

また、子どもたちが作成した「通学路安全マップ」については、各校で異なる作成方法・作成時間の確保、作成後の発表・掲示、保護者等との情報共有、マップに掲載された危険箇所のスクールガード・リーダーや集団下校による確認等について共有を図った。



2 実践の共有を終えて

本会議開催により、各関係機関の取組への理解、交通安全教育に対する各小学校ごとの異なる取組及び課題を共有するなど、本事業の全体像を把握することができ、今後の通学の安全確保に向けて、望ましい実践の方向性を確認することができた。

通学路の交通安全の確保に関する有識者懇談会 意見のポイント

1. 「子どもの命を守る」ための道路交通環境の整備について

- (1) 「歩行者と車両の分離」と「自動車の速度の低減」が重要
- (2) 生活道路の通学路においては、ゾーン対策が効果的
- (3) ハンプや狭さくなどの各対策の特徴を理解し、適切な対策を選択することが重要
- (4) 対策の普及のためには、対策効果の検証が必要
- (5) 「子どもの命を守る」というメッセージを明確に打ち出すことが重要

2. 関係機関等の連携・協力による地域全体の安全確保について

- (1) コーディネータ、リーダーの存在や受け皿となる窓口の一本化が必要
- (2) 地域住民、保護者の協力・参画による地域の合意形成が必要
- (3) 学校やPTAが発信源となった合意形成が有効であり、合意形成のルールが必要
- (4) 体系的な行動計画による継続的な取り組みと予算の確保が重要

3. 危険性を予測し、自らの身を守るための交通安全教育の効果的な促進について

- (1) 危険を予測し、回避するという交通安全教育の基本の徹底が重要
- (2) 児童生徒・保護者に対するより実践的な交通安全教育・指導が重要

4. その他、自転車利用等について

- (1) 自転車の利用環境を整えるには、道路空間の「整理整頓」が必要
- (2) 登下校時の交通事故特性からみた事故対策の徹底が重要
 - ・ 第1回懇談会：平成24年6月26日開催
 - ・ 第2回懇談会：平成24年7月13日開催
 - ・ 第3回懇談会：平成24年7月17日開催
 - ・ 意見とりまとめ公表：平成24年8月8日

※通学路の交通安全の確保に関する有識者懇談会とは

平成24年4月に京都府亀岡市で発生した登校中の児童等の列に自動車が入り込んだ交通事故をはじめ、児童等が巻き込まれる痛ましい交通事故が相次いだことから、文部科学省、国土交通省、警察庁では、相互に連携し、緊急合同点検をはじめとした通学路の交通安全の確保に関する取組を行うこととした。

通学路の交通安全の確保に関する有識者懇談会は、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課が、国土交通省及び警察庁の協力を得て、合同点検後の各地における対策の検討の参考としてもらうため、教育、交通工学、交通規制等の各分野の有識者から、

- ・ 安全な通学路の在り方、学校における交通安全教育の在り方
- ・ 通学路の交通安全を図るための道路交通環境整備、交通規制の在り方
- ・ 対策を効果的に進めるための関係機関等の連携の在り方、地域住民・保護者の役割等について意見を聴取するために実施された。

| | |
|---|---|
| 別 | 紙 |
|---|---|

平成25年12月6日
文 部 科 学 省
国 土 交 通 省
警 察 庁

通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について

これまで、通学路における交通安全の確保については、緊急合同点検を実施し、その結果を受けた対策を推進するとともに、平成25年5月31日には文部科学省、国土交通省、警察庁による今後の取組に関する通知を発出したところであり、緊急合同点検に基づく対策の実施後においても、各地域において定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の取組を継続して推進することが重要である。

そこで、その取組を着実かつ効果的に実施するために必要と考える基本的な進め方を下記のとおり文部科学省、国土交通省、警察庁でとりまとめたので、地方自治体等に通知した上で、引き続き通学路の交通安全の確保に取り組むこととする。

記

1. 推進体制の構築

地域ごとに通学路の交通安全の確保に向けた取組の基本的方針を策定するとともに、策定した基本的方針に基づく取組を継続して推進するため、関係者で構成し、定期的を開催する協議会を設置する等推進体制を構築する。

推進体制の構成は、通学路における安全対策の関係機関となる、教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者を含めることを基本とし、必要に応じて自治会代表者や学識経験者等を加える。推進体制については、市区町村単位で構成することが望ましい。

なお、緊急合同点検時に構築した体制等既存組織がある場合は、これを活用する。

2. 基本的方針の策定

1で構築した推進体制においては、各地域の実情を踏まえた合同点検や対策の改善・充実等の取組を着実かつ効果的に実施するため、緊急合同点検の枠組みを活用する他、以下の内容を含む取組の基本的方針を策定する。

(1) 合同点検の実施方針

合同点検の実施時期、合同点検の体制、合同点検の実施方法等を定める。

合同点検の実施時期については、緊急合同点検の実施状況や周辺環境の変化等を踏まえ、毎年実施や複数年ごとの実施等、地域の実情に応じて適切に設定する。合同点検の体制は、緊急合同点検と同様に教育委員会、学校、保護者、警察、道路管理者を含む体制とすることを基本とする。

なお、点検の実施に当たっては、通学路の変更箇所や周辺環境に変化のあった範囲を対象とすることの他、地域の実情に応じて、積雪時の危険箇所や自転車通学と輻輳する箇所を重点的に点検すること等、効率的・効果的な方法を検討することが望ましい。

(2) 通学路安全確保のためのPDCAサイクルの実施方針

合同点検の実施・対策の検討、対策の実施、対策効果の把握、その結果を踏まえた対策の改善・充実を一連のサイクルとして繰り返し実施すること（PDCAサイクル）が継続的な安全性向上のために必要であることから、これらを取組の基本的な考え方として定める。

なお、対策の検討、対策の実施、対策効果の把握については、関係者間で連携・協議の上行う。

3. 公表等

(1) 基本の方針の公表

基本の方針を策定した際には、地域住民、道路利用者等の協力を得るため、推進体制の構成及び基本の方針をまとめたものを、市区町村のホームページや広報誌等を活用して、適切に情報発信する。

なお、基本の方針の名称については、全国で統一されていることが望ましいと考えることから、「(〇〇市区町村) 通学路交通安全プログラム」とすることを推奨する。ただし、既に地域で同様の基本の方針を定めており、独自の名称がある場合はこの限りではない。

(2) 対策箇所図、対策一覧表の作成・公表

合同点検によって抽出した対策必要箇所について、関係機関で認識を共有するため、対策箇所図及び対策一覧表を作成し、公表する。

別 紙

平成28年11月28日
文 部 科 学 省
国 土 交 通 省
警 察 庁**通学路の交通安全確保に向けた取組の更なる推進について**

通学路における交通安全の確保については、平成24年度に実施した緊急合同点検以降も、別添1（平成25年12月6日の三省庁通知）に基づき継続的に取組が行われているところであるが、平成28年10月28日には、神奈川県横浜市において登校中の児童の列に車両が突入し、1名が死亡、6名が重軽傷を負う事故が発生したほか、同年11月2日には、千葉県八街市において同様の事故により4名が重軽傷を負う事故が発生するなどしており、通学路の交通安全の確保に万全を期す必要がある。

については、今後も、各市町村で策定された通学路交通安全プログラムに基づき、学校、教育委員会、道路管理者及び都道府県警察が連携して下記の事項に留意の上、通学路の安全確保に向けた取組を更に推進されたい。

なお、平成27年度末における、通学路の緊急合同点検結果に基づく対策の実施状況等は別添2及び3のとおりであるので、併せて通知する。

記

1 緊急合同点検に基づく対策の着実な推進

緊急合同点検に基づく対策必要箇所のうち、対策未完了箇所については、速やかに対策を実施すること。対策完了までに相当の期間を要するものについては、スクールガードや見守り隊等の配置による安全確保等、応急的な対策を検討・実施すること。

2 通学路の交通安全の確保に向けた継続的な取組

緊急合同点検に基づく対策実施後も、通学路交通安全プログラムに基づき、定期的な合同点検と対策の実施、対策効果の把握及びそれを踏まえた対策の改善・充実を一連のPDCAサイクルとして実施し、通学路の交通安全確保について、継続的な取組を推進すること。特に、道路交通環境の変化や通学路の変更等があった場所については、必要に応じ合同点検を実施し、課題を抽出した上で必要な対策を検討すること。

また、この取組を実施するための推進体制が未構築の市町村においては、既存組織の活用も含め、早急に体制を構築すること。

3 国・私立学校も含めた取組

公立学校のほか、国・私立学校も推進体制に参画して通学路交通安全プログラムに基づく取組を実施できるよう、関係部局による連携を強化すること。

令和元年度文部科学省委託
学校安全総合支援事業
「通学路安全推進事業」実践事例集

令和2年2月発行 秋田県教育委員会

〒010-8580 秋田市山王三丁目1番1号
電話 018-860-5204 FAX 018-860-5207



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます